

弘前市市民課窓口業務等業務委託契約書

弘前市（以下「発注者」という。）と●●（以下「受注者」という。）は、弘前市市民課窓口業務等業務について、次のとおり委託契約を締結する。

（趣旨）

第1条 発注者は、本契約に定めるところにより、業務を受注者に委託し、受注者はこれを受託するものとする。

（業務内容）

第2条 受注者は、別添1「弘前市市民課窓口業務等業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）に基づき業務を行うものとする。

（徴収事務の実施）

第3条 受注者は、徴収事務の実施にあたっては、発注者が別に定める取扱要領に従い行うものとする。

（帳簿の整備）

第4条 受注者は、徴収事務の実施に関する内容を明らかにするため、帳簿類を整備しなければならない。

（契約期間）

第5条 契約期間は、平成 年 月 日から平成 年 月 日までとする。

（契約金）

第6条 契約金額は、金 円（消費税額及び地方消費税額金 円を含む。）とする。

（契約保証金）

第7条 契約保証金は履行実績により免除とする。

（権利義務の譲渡等）

第8条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ書面により発注者の承諾を得たときは、この限りでない。

（再委託等の制限）

第9条 受注者は、委託業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

（業務の実施に係る損害）

第10条 受注者は、業務の実施に当たり受注者の責めに帰する理由により発注者又は第三者に損害を与えたときは、直ちに発注者に報告し、損害を賠償しなければならない。

2 発注者は、受注者の業務の実施に当たり発注者の責めに帰する理由により受注者又は第三者に損害を与えたときは、損害を賠償しなければならない。

3 業務の実施に当たり発注者と受注者のいずれの責めにも帰さない理由により生じた損

害を賠償するときは、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

(発注者の解除権等)

第 11 条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 受注者の責めに帰する理由により委託期間内において委託業務を完了する見込みが明らかにならないと認められるとき。

(2) 受注者の責めに帰する理由により委託業務に着手すべき期日を過ぎても委託業務に着手しないとき。

(3) 受注者の委託業務の実施が甚だしく不誠実と認められ、又はこの契約を誠実に履行する意志がないと認められるとき。

(4) 委託業務を実施するために必要な資格免状の喪失等により無資格者となったとき。

(5) 第 8 条又は第 9 条の規定に違反したとき。

(6) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がこの契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達成することができないと認められるとき。

(7) 第 14 条第 1 項各号に規定する理由によらないで、この契約の解除を申し出たとき。

(8) 受注者が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等(受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時業務の契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 6 号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)であると認められるとき。

イ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 再委託契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 受注者が、アからオまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合(カに該当する場合を除く。)に、発注者が受注者に対して当該

契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

(違約金の徴収)

第 12 条 発注者は、第 11 条の規定によりこの契約を解除したときは、委託料の 100 分の 10 に相当する額を違約金として、受注者から徴収する。

2 発注者は、前項の違約金を委託料から控除するものとし、なお不足がある場合は、別に徴収する。

(損害賠償)

第 13 条 発注者は、第 11 条第 1 項の規定により契約を解除した場合において前条の違約金の額を超えた金額の損害が生じたときは、その超えた金額を損害賠償金として受注者から徴収する。

(受注者の解除権等)

第 14 条 受注者は、次の各号のいずれかに該当する事由があるときは、この契約を解除することができる。

(1) 第 18 条の規定により契約の内容を変更したため、委託料が 3 分の 2 以上減少したとき。

(2) 第 18 条の規定による中止の期間が委託期間の 3 分の 2 以上に達したとき。

(3) 発注者がこの契約に違反し、その違反により契約を履行することが不可能になったとき。

2 受注者は、第 1 項の規定により契約を解除した場合において損害が生じたときは、その損害の賠償を発注者に請求することができる。

(遅延利息の徴収等)

第 15 条 発注者は、受注者がその責めに帰する理由によりこの契約に基づく違約金又は損害賠償金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、その支払わない額に当該期間を経過した日の翌日から支払の日まで年 2.9 パーセントの割合（うるう年の日を含む期間についても 365 日当たりの割合とする。）で計算した遅延利息を徴収する。

2 受注者は、発注者がその責めに帰する理由によりこの契約に基づく委託料又は損害賠償金を指定の期間内に支払わないときは、その支払わない額に当該期間を経過した日の翌日から支払の日まで年 2.9 パーセントの割合（うるう年の日を含む期間についても 365 日当たりの割合とする。）で計算した遅延利息を請求することができる。

3 発注者は、受注者がこの契約に基づく違約金又は損害賠償金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、その支払わない額に第 1 項の遅延利息を付した額と、発注者の支払うべき委託料の額とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

4 発注者は、この契約に基づく違約金及び損害賠償金並びに第 1 項の遅延利息に関し、これらの債権の保全上必要があるときは、受注者に対し業務又は資産の状況に関して質問し、帳簿書類その他の物件を調査し、又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求めることができる。

5 発注者は、受注者が前項の規定に違反して、質問に応ぜず、若しくは虚偽の応答をし、若しくは報告等をせず、若しくは虚偽の報告等をし、又は調査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合においては、当該債権の全部又は一部について履行期限を繰り上げることができる。

(関係法令の遵守)

第 16 条 受注者は、委託業務の実施に当たっては、関係法令を遵守しなければならない。

(個人情報の保護)

第 17 条 受注者は、委託業務の履行にあたって、個人情報保護体制を確立し、守秘義務の遵守と適切な管理体制を構築すること。なお、このことに関しては、別添 2「個人情報の取り扱いに関する特記仕様書」を遵守すること。

(リスク分担)

第 18 条 本契約の締結にあたり、施設の管理運営上の事故・天災・物価上昇等の経済状況の変化など、事前に予測できない事態が発生し、管理運営の経費や収入が影響を受ける場合があるため、リスクに対する負担者を協議し、リスク分担表を作成する。なお、想定されるリスクは、別添 3「リスク分担表」のとおりとし、リスク分担表に記載されたリスク以外の負担については、その都度、協議を行い決定する。

(委託料の請求)

第 19 条 受注者は、本契約書に規定する業務委託料の請求をするときは、月 1 回を最少単位として請求することができる。この場合、総額を請求回数で均等割にし、各回分をその回の最終月の翌月に発注者に請求するものとする。

なお、均等割で生じた端数は、最終回に加えて発注者に請求するものとする。

本契約の証として、本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成 年 月 日

発注者 弘前市大字上白銀町1番地1
弘前市長

受注者